

「マイナビ ツール・ド・九州 2026 事前告知番組制作・放送業務委託」
契約候補者選定に係るプロポーザル実施要領

一般社団法人ツール・ド・九州（以下「発注者」という。）は「マイナビ ツール・ド・九州 2026 事前告知番組制作・放送業務委託」の契約候補者選定にあたり、この要領に基づきプロポーザルを実施する。

【マイナビ ツール・ド・九州 2026 概要】

形態	UCI（国際自転車競技連合）認定サイクルロードレース
主催	ツール・ド・九州 2026 実行委員会 一般社団法人ツール・ド・九州
大会日程	令和 8 年 10 月 9 日（金）～12 日（月）
参加チーム	18 チームを想定（1 チームあたり選手 6 名）

1 業務概要

- (1) 業務名 マイナビ ツール・ド・九州 2026 事前告知番組制作・放送業務委託
- (2) 目的 2026 年 10 月に開催する「マイナビ ツール・ド・九州 2026」の大会機運醸成・ブランド力向上を目的に、事前告知番組の放送を計画しており、本番組の取材・制作・放送調整を一括で委託する。
- (3) 業務内容 別添「委託仕様書」のとおり

2 契約概要

- (1) 契約形態 委託契約
- (2) 発注者 一般社団法人ツール・ド・九州
- (3) 実施期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 支払時期 原則、契約の履行を確認した後、精算払とする。

3 提案上限額

17,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 プロポーザルに参加する者の要件

プロポーザルに参加できる者は、法人若しくは任意団体又は本業務の受託のために結成された共同企業体とする。

5 プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者
- (2) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県のいずれかから競争入札への参加資格を停止されている者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者
- (7) 監督官庁より業務停止処分又は業の免許若しくは登録の取消処分を受けている者

6 プロポーザルスケジュール

令和8年5月22日（金）	プロポーザル開始
5月29日（金）12:00	参加意思表明書及び質問受付期限
6月5日（金）	質問に対する回答
6月19日（金）12:00	企画提案書提出期限
6月24日（水）	審査委員会（予定）
6月 下旬	審査結果通知送付
6月 下旬以降	契約締結

7 参加申込の方法

(1) 参加意思表明書の提出

本プロポーザルに参加する者は、「参加意思表明書（様式1）」を提出すること。

- ア 提出期限 令和8年5月29日（金）12時まで（必着）
- イ 提出方法 PDF データを「11 提出先及び問合せ先」に電子メールで提出。
- ウ その他 参加意思表明書を提出した者に対しては、「ツール・ド・九州」の基本方針、概要やコース情報等を取りまとめた資料を提供する。

(2) 質問の受付及び回答

ア 質問の受付

- ① 受付期間 プロポーザル開始の日から令和8年5月29日（金）12時まで
- ② 質問方法 「11 提出先及び問合せ先」に電子メールで送付すること。
なお、件名は「マイナビ ツール・ド・九州2026 事前告知番組制作・放送業務委託に関する質問（団体名）」とすること。

イ 質問の回答

質問の回答は、質問者を匿名化し、受け付けた質問及び回答を一覧表にした上で、参加意思表明書を提出した者にメールで送付する。

(3) 企画提案書類の提出

- ア 提出期限 令和8年6月19日（金）12時まで（必着）
- イ 提出方法 PDF データを「11 提出先及び問合せ先」に電子メールで提出。

ウ 提出書類

① 企画提案書鑑（様式2）

② 企画提案書（様式任意）

※ 別添「委託仕様書」を踏まえ、下表に掲げる項目について提案すること。

項目	記載すべき内容
a. 業務の基本方針	・ 本業務を実施するにあたっての基本的な考え方 ※大会の開催目的・趣旨に従い、レースコース周辺の状況、大会概要及び社会情勢を勘案し提案すること ・ 業務遂行人員体制
b. 過去実績	・ 過去に同種の又は類似の業務を実施した実績（業務概要等） ・ 大会パートナーである株式会社マイナビと連携した取組である『locus(ローカス)』についての取材実績や映像資料の保有の有無
c. 業務スケジュール	本業務を実施するにあたってのスケジュール
d. 提案内容	※下記提案内容については、それぞれ根拠や理由を明記すること ・ 放送エリア ・ 放送時間 ・ 番組内容・構成 ・ 番組放送に係る事前広報
e. その他（任意）	その他アピールしたい点があれば記載すること

③ 法人等の概要（様式任意、既存のパンフレット等可）

④ 参考見積書（様式任意）

8 契約候補者の選定

(1) 選定方法

ア 契約候補者の選定は、「マイナビ ツール・ド・九州2026 事前告知番組制作・放送業務委託審査委員会」において行う。

イ 選定にあたっては、次のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施する。

① 日 時：令和8年6月24日（水）（予定）

② 方 法：Web 会議ツール（Zoom）による。

③ 時間配分：説明 20 分、質疑応答 10 分（計 30 分）

④ 書面審査：企画提案書の提出が 4 者以上であった場合は、事務局による書面審査により、プレゼンテーション審査に参加する 3 者を選定する。

⑤ そ の 他：・日時、当日のスケジュール及び Zoom ミーティングの情報等は、提案者に対し、別途通知する。

・説明は提出した企画提案書に基づき実施することとし、他の資料の使用は不可とする。

・説明は提案者が行うものとし、第三者の同席は不可とする。

- ・Zoom ミーティングにおける提案者の名称は、企業名等を表示すること。

ウ 審査委員会は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、審査基準に基づき審査し、最も優秀な提案を行った者を契約候補者として選定する。

エ 提案者が1者の場合であっても、審査を行い、契約候補者として選定するか否かを決定する。また、提案者がいない場合には、業務内容等を見直し、再度公募を行う。

オ 選定結果は、別途文書で通知する。結果に対する異議は受けない。

(2) 審査項目

業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務スケジュール ・業務遂行・過去実績
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・趣旨・目的の理解 ・放送時間 ・番組内容・構成 ・番組放送に係る事前広報

9 契約の締結

(1) 協議

発注者は、契約候補者として選定された者と業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。協議にあたっては、必要に応じて契約候補者が作成した企画提案書の趣旨を変更しない範囲において、業務実施方法等について修正を求めることがある。なお、契約候補者との協議が不調に終わった場合、次点の者を契約候補者として協議を行う。

(2) 見積書の提出依頼

選定された企画提案書類に基づき作成された仕様書により、契約候補者に対して、見積もりの依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について、発注者と契約候補者において協議を行うものとする。

(3) 委託料

委託料には、業務の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金等）を含むものとする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や備品の購入等、資産取得となる経費は対象外とする。

(4) 誓約書の提出

契約にあたっては所定の様式の暴力団排除に関する誓約書の提出を求める。

※ 契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに、違約金を徴収する。

10 留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ この要領に違反すると認められる場合
 - オ その他、発注者が提示した事項に違反した場合
- (2) 著作権等
- ア 提出書類の作成にあたり第三者の知的財産権を使用する場合は、本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）がその使用に関する一切の責任、負担を負うものとする。
 - イ 提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、発注者において、契約候補者の選定等のために必要な場合は無償で使用、複製できるものとする。
 - ウ 提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、契約候補者の選定以外の目的で提案者に無断で使用することはない。
- (3) 禁止事項
- ア 複数の提案書を提出することは不可とする。
 - イ 提出期限後の提出書類の変更、差替え及び再提出は不可とする。
- (4) 費用負担
- 企画提案書類の作成、参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) その他
- ア 提案者は企画提案書の提出をもって、この要領等の記載内容に同意したものとす
 - イ 提出書類の提出後、契約締結までの間に提案者が「4 参加資格要件（1）」のい
 - ウ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに「11 提出先及び問合せ先」

11 提出先及び問合せ先

〒810-0001 福岡市中央区渡辺通 2-1-82 電気ビル共創館 6 階
一般社団法人ツール・ド・九州 担当：伊藤・小山・宮崎
電 話 092-981-3020
F A X 092-981-3021
M a i l contact@tourdekyushu.asia